

お知らせ

「ワシントン条約附属書の解釈」の解説 ～条約の規制対象とならないサボテン科オプンティア亜属について～

2025年3月4日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅱに掲載されているサボテン科の植物のうち、オプンティア属オプンティア亜属に該当する植物は、「CITES Cactaceae CHECKLIST Third Edition」に記載のある学名約200種です。

URL:<https://www.kew.org/sites/default/files/2019-02/CITES%20Cactaceae%20Checklist%20Third%20Edition.pdf>

該当箇所は169～175ページ

※上記リストは不定期に改訂の可能性があります。

これらのサボテン種であって、附属書解釈7#4(e)に該当する場合は、ワシントン条約規制の対象とはなりません。

（参考）ワシントン条約附属書 解釈（抄）

7・・・（略）・・・附属書Ⅱ又はⅢに含まれる種又は種よりも大きな分類群に付されている符号「#」及び数字は、第1条(b)(ii)又は(iii)の規定に従い、この条約の規定の適用を受ける「標本」として指定されている動物又は植物の一部又は派生物を明記する脚注を指す。

#4 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物

(a)～(d) （略）

(e) 帰化したか又は人工的に繁殖させたサボテン科（Cactaceae）オプンティア属（Opuntia）オプンティア亜属（Opuntia）及びセレニケレウス属（Selenicereus）の茎及び花並びにこれらの部分及び派生物

(f) （略）

本お知らせの制定にともない、平成22年7月5日付け「「ワシントン条約附属書の解釈」の解説～条約の規制対象とならないサボテン科オプンティア亜属について～」は、廃止いたします。

ご不明な点がありましたら下記あてに照会してください。

【問合せ先】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723（直通）